

## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、山形県（以下、「甲」という。）が、一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下、「乙」という。）に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において、「応急仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅（以下、「住宅」という。）をいい、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

### (要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに乙に提出しなければならない。

### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下、同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

### (報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

### (会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

### (協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

### (適 用)

第11条 この協定は令和5年8月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会  
代表理事 佐々木 信博

